

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務
プロポーザル方式実施要領

令和8年5月
津市

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務
プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

現存しないかつての津城の城郭・櫓等をVRにより体感できるよう環境整備を図り、本市の文化及び観光振興につなげることを目的として、津城跡のVR及びARのアプリの制作を行う。当該アプリの制作は、システム構築等、事業者独自のノウハウ等による高度かつ専門的な技術に基づき実施されるものであり、個々の事業者の有する実績、専門性、技術力、企画力、創造性等価格以外の要素を含め、デザインや機能等を総合的に判断し、当該業務等の履行に最も適した候補者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により決定する。

2 業務概要

(1) 件名

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務（以下、本業務という。）

(2) 業務目的

本業務は、現存しないかつての津城の城郭・櫓等をVR及びARで再現し、スマートフォン等で体感的に閲覧できる環境を整備することにより、本市の文化及び観光振興につなげることを目的とする。

(3) 業務内容

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係る業務内容は、次のとおりとする。詳細については、本業務に係る仕様書において定めるものとする。

ア 津城跡VR・ARアプリ制作業務

システムの構築、アプリの制作等

イ 津城跡VR・ARアプリ運用保守業務

アプリ及びアプリが提供するサービスの運用保守

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間・スケジュール等

ア 津城跡VR・ARアプリ制作業務

契約締結日（令和8年8月上旬）から令和9年3月12日まで

イ 津城跡VR・ARアプリ運用保守業務

令和9年4月1日から令和14年3月31日（長期継続契約）

※ 契約締結は、令和9年2月初旬

ウ 一般への公開日

令和9年4月1日（予定）

(6) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（千円）

年度	津城跡VR・AR アプリ制作業務	津城跡VR・AR アプリ運用保守業務	年度額計
令和8年度	12,698	—	12,698
令和9年度	—	900	900
令和10年度	—	900	900
令和11年度	—	900	900
令和12年度	—	900	900
令和13年度	—	900	900
計	12,698	4,500	17,198

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

なお、令和9年度以降の金額は予算の予定額であり、確定していない。

また、本業務に係る提案見積書を提出する際は、この提案上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については失格とする。

なお、提案上限額には、当業務に係る全ての経費を含むものとする。また、契約については、「津城跡VR・ARアプリ制作業務」、「津城跡VR・ARアプリ運用保守業務」に係る契約をそれぞれ締結する。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登録されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

4 企画提案書提出までの流れ

(1) 本プロポーザルに関する質問の受け付け

本プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 提出期限

令和8年5月25日（月）午後3時まで（期限内必着）

イ 提出方法

「質問票」（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3250@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、津市スポーツ文化振興部文化振興課まで受信状況について電話により確認をすること。（電話：059-229-3250）

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話・口頭等によるものや提出期限後に提出された質問については、一切受け付けない。

(2) 本プロポーザルに関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月1日（月）午後5時15分までに津市ホームページに質問者名は公表せず掲載し、電話・口頭等による回答等個別には対応しない。

なお、回答に対する再質問は認めないので、質問内容を明確に記載し、提出すること。

(3) 参加申込書等の提出

参加申込事業者は、次のとおり必要書類を津市スポーツ文化振興部文化振興課に提出し、参加資格審査を受けること。

なお、(キ)から(コ)については、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格名簿に登載されている場合は省略できる。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第2号）
- (イ) 宣誓書（様式第3号）
- (ウ) 会社概要等整理表（様式第4-1号）
- (エ) 類似業務受託実績等届出書（様式第4-2号）
- (オ) 国税の未納の税額がないことの証明書
- (カ) 都道府県税及び市町村税の完納証明書
- (キ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※法人のみ
- (ク) 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）※商号登記をしている個人のみ
- (ケ) 身分証明書及び登記されていない証明書 ※商号登記をしていない個人のみ
- (コ) 印鑑（登録）証明書

イ 提出期限

令和8年6月8日（月）午後4時まで（期限内必着）

ウ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午後4時までとする。

なお、郵送により提出する場合は、電話により到着確認を行うこと。

エ 提出先

11 提出先・問い合わせ先のとおり

郵送の場合は、提出期限までに、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

オ 参加申込事業者への参加資格審査結果通知

事務局による参加資格審査後、令和8年6月11日（木）に、各参加申込事業者に対して、参加資格審査結果の通知を電子メールにて行った後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

カ 参加を辞退する場合

参加申込を行った後に辞退する場合は、令和8年6月19日（金）午後4時までに「参加辞退届」（様式第5号）を津市スポーツ文化振興部文化振興課へ電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3250@city.tsu.lg.jp）

また、提出後、事務局まで受信状況について電話確認をすること。（電話：059-229-3250）

(4) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた参加事業者は、次のとおり事務局に津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係る企画提案書（以下「企画提案書」という。）等を提出すること。

企画提案書については、要領別紙1「企画提案書作成要領」を基に作成すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式第6号）原本1部

(イ) 企画提案書 正本1部・副本13部

(ウ) 企画提案書をPDF形式で格納したCD-R 1枚

(エ) 企画提案書記載項目（様式第7号）1部

(オ) 業務実施体制調書（様式第8号）1部

(カ) 提案見積書（様式第9-1号）及び提案見積額計算書（様式第9-2号）原本各1部

※ 監修に伴う費用については、見積から除外すること。

※ 提案見積書及び提案見積額計算書は割印の上、封緘し、提出のこと。

イ 提出期限

令和8年6月19日（金）午後4時まで（期限内必着）

ウ 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午後4時までとする。

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行うこと。

エ 提出先

11 提出先・問い合わせ先のとおり

郵送の場合は、提出期限までに、津市総務部総務課文書・公開担当に到着したものを受け付けるものとする。

5 提案書記載項目（以下の項目に従って作成すること。）

提案書に記載する項目は次のとおりである。なお、評価は企画提案書記載項目（様式

第7号) の評価基準に基づいて行う。これらの項目に漏れがある場合は評価に影響があるため、注意すること。

企画提案書 記載項目

1 本業務に対する取組み 及び全体構成等	(1) 本業務に対する基本的な考え方
	(2) 提案のコンセプト
	(3) 実施体制
	(4) 履行実績
	(5) 業務工程スケジュール
	(6) 監修者との連携
	(7) イベント等の企画
	(8) その他
2 システム（アプリ等） における各機能の概要 （デザイン含む）	(1) 3DCGデータの精度等
	(2) VRスポットの設定及び機能
	(3) スタンプラリースポットの設定及び機能
	(4) ARコンテンツの設定及び機能
	(5) 使用言語
	(6) 対応端末の種類
	(7) 操作のしやすさ
	(8) 付加機能
	(9) その他
3 システム導入	(1) 操作研修
	(2) 運用テスト
	(3) トラブルシューティング
	(4) チラシのデザイン及び機能
	(5) その他
4 セキュリティ対策	(1) セキュリティ対策に関する考え方
	(2) その他
5 システムの安定提供	(1) 端末の更新及びバージョンアップ対応
	(2) システム（アプリ等）の更新及びバージョンアップ
	(3) 障害対策
	(4) 障害対応
	(5) その他
6 運用サポート	(1) 運用支援体制

	(2) 問い合わせ対応
	(3) 運用状況の報告
	(4) 利用データ（統計情報）の提供
	(5) その他
7 独自性・創意工夫※	(1) 本業務に係る独自の提案
	(2) 創意工夫

※ 提案要求事項の詳細については、「津城跡VR・ARアプリ制作業務 仕様書」及び「津城跡VR・ARアプリ運用保守業務 仕様書」を参照のこと。

6 企画提案に係る審査等

(1) 提案審査及び評価方法

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションにより、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

審査は、企画提案書記載項目（様式第7号）の評価基準に基づいて行う。

(2) 第1次審査の実施について

第1次審査では、企画提案書の書面審査点（500点）及び価格点（200点）による評価を行い、それらの評価点の合計点の上位3者程度を第1次審査通過者とする。価格点については、履行期間全体の合計額で評価する。（ただし、業務名称別の提案上限額は超えないこと。）

(3) 第1次審査結果通知

令和8年7月7日（火）（予定）に、各参加事業者へ電子メールで通知した後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション）の実施について

第1次審査通過者については、企画提案内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。プレゼンテーションは、1参加事業者当たり説明30分以内、質疑応答は最大30分程度とする。

ア 実施日時（予定）

令和8年7月15日（水）午後1時から午後5時まで

イ プレゼンテーション会場（予定）

第1次審査通過者に別途通知する。

ウ 留意事項

(ア) プレゼンテーションの参加人数は、3名までとし、実際に業務を主として担当

する予定の者を出席させること。なお、リモートによる参加は不可とする。

(イ) プレゼンテーションにおいて必要となる機材のうちプロジェクタ及びHDMIケーブル、スクリーン、レーザーポインターは、事務局で準備するが、その他必要とする機材については、提案者が準備すること。

(ウ) スマートフォン等の実機によるデモンストレーションの実施も可とするが、その際の実機は提案者が準備すること。

(エ) 最優先候補者は、第2次審査（配点300点）の最高得点を獲得したものを選定する。ただし、第1次審査（価格評価を除く）と第2次審査の評価点の合計が配点の50%（400点）に満たない提案者は選考対象から除外する。

また、評価点の合計点と同点の場合は、審査員全員で無記名投票を行い、最も多く票を得票したものを最優先候補者とする。得票についても同票であった場合は、審査委員長が最優先候補者を選定する。

なお、企画提案が1者のみの場合であっても、第1次審査及び第2次審査を実施する。

(5) 第2次審査結果通知

令和8年7月21日（火）以降速やかに、各参加事業者へ電子メールで通知した後、書面を発送する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

7 受注者の決定

審査委員会において、決定された最優先候補者は、本市と業務仕様の内容について協議の上見積書を徴取した後、契約の締結を行う。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、その者の最優先候補者としての決定を取り消し、最優先候補者に次いで高い評価点を得た参加事業者と順次契約に向けての協議を行う。

また、契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

8 プロポーザル実施スケジュール

事項	日程
公告	令和8年5月13日（水）
質問書の提出期限	令和8年5月25日（月）※午後3時まで
質問書の回答	令和8年6月1日（月） ※午後5時15分までにホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和8年6月8日（月）※午後4時まで
参加資格審査結果通知	令和8年6月11日（木）
企画提案書提出期限	令和8年6月19日（金）※午後4時まで
第1次審査（書面審査）	令和8年6月25日（木）～7月2日（木）

第1次審査結果通知	令和8年7月 7日（火）予定
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年7月15日（水）予定
第2次審査結果通知	令和8年7月21日（火）以降速やかに

9 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	提案見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
評価票（合計点）		○（注3）	○
評価票（各審査項目点）		×（注4）	
委員名簿		○（注5）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2） 「一部開示」とは、提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3） 契約締結前であっても、候補者決定後は、評価票（合計点）を開示することができる。

（注4） 評価票（各審査項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

（注5） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案は、1者1案とする。
- (3) 企画提案に関する提出の変更、差し替えまたは、再提出は認めない。

- (4) 本業務について、企画提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取り扱いを行わないこととする。
- (5) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に本市に届け出ること。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す書類等を添付すること。
- (6) 参加事業者が次に挙げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
 - ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合。
 - イ 本業務の契約締結日までに「3 参加資格要件」に規定するいずれかの要件を欠く者となった場合。
- (7) 受注者は、本業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務については、あらかじめ書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- (8) 本プロポーザルの仕様書をもとに契約時の仕様書を作成するが、本市の判断で最優先候補者の企画提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に参加事業者が実現できる範囲の提案を行うこと。
- (9) 仕様書及び企画提案書に記載されている全ての作業に対し、津市に別途費用を請求することはできない。
- (10) 最優先候補者に決定された場合、その決定の日以降に行われる本市とのあらゆる協議について協議録を作成し、作成後ただちに提出すること。

11 提出先・問い合わせ先

〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（津リージョンプラザ 1 階）

津市 スポーツ文化振興部 文化振興課

電話番号：059-229-3250

E-Mail：229-3250@city.tsu.lg.jp